

岩手県矢巾町  
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、令和5年4月の時点で26,458人であり、矢巾町将来人口推計（令和4年3月初版）によると、令和9年（2027）に28,445人まで人口の増加傾向が予測され、その後は減少傾向となり、令和32年（2050）には24,757人になると推計されている。

年齢構成は、高齢化により産業を担う生産年齢人口が令和2年（2020）は全体の約60%に対し、令和27年（2045）には全体の約52%にまで減少する見込みであることから、生産年齢人口の減少により今後の労働力不足と生産性の低下が懸念されている。

本町の事業所数は、平成28年経済センサスによると1,349事業所が立地しており、産業大分類別の事業所数を見ると、卸売・小売業が447事業所（33.1%）と最も多く、次いで医療、福祉が115事業所（8.5%）、運輸業、郵便業が108事業所（8.0%）、建設業が105事業所（7.8%）、宿泊業、飲食サービス業が102事業所（7.6%）と続いている。

産業大分類別の従業者数を見ると、卸売・小売業の従業者が4,958人で最も多く、次いで運輸業・郵便業が2,832人、医療、福祉が1,722人、製造業が1,316人の順となっている。

現在、町内の中小企業は経営基盤の強化や経営の革新を目指すため、自主的に取り組むのはもちろんのこと、社会情勢の変化等にも柔軟に対応することが求められているほか、中小企業の収益性を高め、持続可能で活力ある地域経済の振興を目指すためには、今後も地域を支えている中小企業の振興を図る必要がある。

令和4年7月に実施した町内事業者アンケートによると、抱える課題として「人材確保・育成が進まない」と回答する事業者の割合が高く、今後想定される人口の減少及び生産年齢人口の減少に伴い、労働力不足並びに後継者不足が一層深刻になることが予想されることから、町内中小企業における労働生産性向上を図る取組を支援していくことが町の重要な課題である

(2) 目標

町は中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、本町内において中小企業が労働生産性を高めるために行う先端設備等の導入を支援し、当該企業の経営環境の改善と企業経営の基盤強化を促進するとともに、本町における産業の活性化を目指す。

これを実現するため、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標

とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

町の産業は、卸売・小売業、建設業、運輸・通信業、不動産業、製造業等と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

町の産業は、駅周辺から山間部にかけて広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする地域は、矢巾町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

町の産業は、卸売・小売業、建設業、運輸・通信業、不動産業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象となる業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上に資すると見込まれる事業全てを対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月10日～令和7年8月9日の2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

地域の雇用安定と健全な地域経済の発展に資するため、次に示す事項に該当する場合においては提出された先端設備等導入計画を認定の対象としない等配慮するものとする。

- ①作成された先端設備等導入計画の実施により生産性が向上することを理由にした人員削減が計画に盛り込まれていること。
- ②当該計画を提出した日を含む3年度内において市町村税を滞納している者が提出する先端設備等導入計画であること。
- ③公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められる者が提出する先端設備等導入計画であること。